# 志木市 景観形成ガイドライン(別冊) 一改訂版ー



# 目次

第1	景観計画に基づく届出の対象
第2	届出手続きの流れ
1	一般景観形成区域及び河川景観形成区域における手続きの流れ
2	景観形成重点地区における手続きの流れ
3	事前協議制度(景観形成重点地区では事前協議が必須です)
第3	届出・事前確認に必要な書類
- 1	届出に必要な書類
2	事前協議に必要な書類
<del>**</del> 4	見知引来反抗力におけるによることである。 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1
第4	
	景観計画区域内における行為の届出書(第1号様式(第2条関連))
	景観形成基準配慮事項説明書(第2号様式(第2条関係))
	景観形成基準配慮事項説明書(2号様式の3(事前チェックシート)
4	事前協議結果通知書に対する対応事項一覧表(参考様式)l
5	届出対象行為に係る事前確認等申出書(第3号様式(第4条関係))I
6	景観計画区域内における行為の変更届出書(第5号様式(第5条関係))
第5	立面図作成例1
1	
	屋外広告物の立面図作成例2
<b>ф</b> С	<b>4</b> 必甘淮
第6	
	色の示し方「マンセル表色系」2
	色彩基準
3	星組形成 重占地区 「木町涌りェリア」になける 色彩 の 特性 と 堆 将 色 りょう こうしゅう こうしょう こうしょ しょうしょ しょうしょ しょうしょ しょうしょ しょうしょ しょうしょう しょう

# 第1 景観計画に基づく届出の対象

届出対象地区は本市の全域となり、それぞれの景観特性を踏まえ、景観形成を誘導します。

一般景観形成区域と河川景観形成区域は、景観形成の方針と建築物・工作物等を対象とした共通の景観 形成基準を定め、景観形成を誘導します。

景観形成重点地区は、一般景観形成区域と河川景観形成区域に上乗せする形で、区域、景観形成の目標・ 方針と景観形成基準を定め、重点的に景観形成を誘導します。

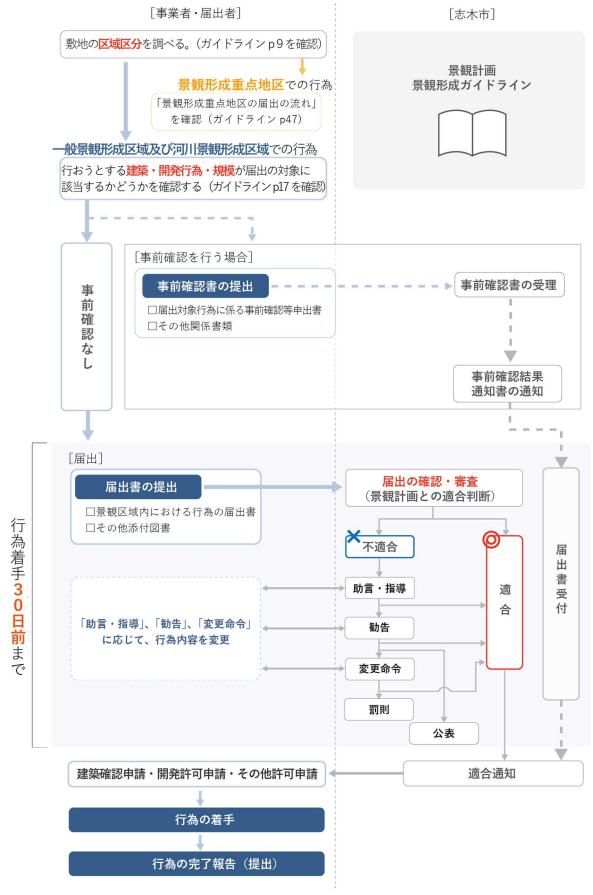
景観形成推進地区においては、一般景観形成区域の景観形成基準に準じるものとし、今後の動向や地域における景観形成の熟度に応じて、地域独自の景観形成基準の設定を検討していきます。

#### [届出対象地区と該当ページ(景観形成ガイドライン本編)の早見表]

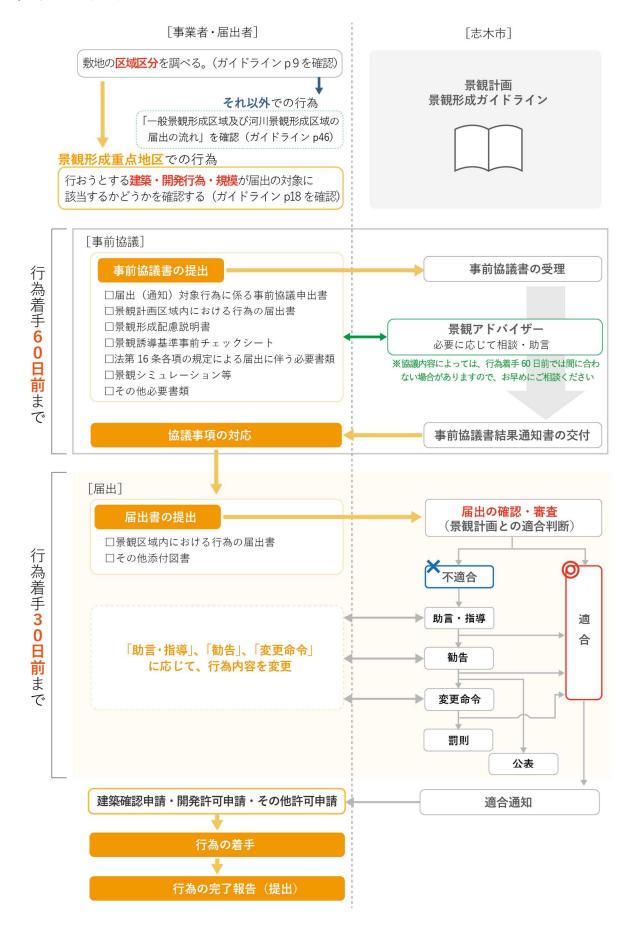
			一般・河川景観形成区域	景観形成重点地区
区域	特性	対象行為	景観形成基準	景観形成基準
			(景観形成誘導基準)	(景観形成誘導基準)
■一般景観形成区域		1		
志木景観形成ゾーン	p.10	一般	p.19 (p.34)	_
本町、柏町、幸町、館の市街化区域	p.10	(p.17)	p.10 (p.0 1)	! !
宗岡景観形成ゾーン	p.11	一般	p.19 (p.34)	_
上宗岡、中宗岡、下宗岡の市街化区域	ρ.11	(p.17)	p.13 (p.34)	
■河川景観形成区域				
新河岸川・柳瀬川景観形成ゾーン 新河岸川・柳瀬川とその河川区域の	p.12	一般 (p.17)	p.19 (p.34)	_
市街化調整区域		(р.17)		i 
荒川景観形成ゾーン	p.12	一般	p.19 (p.34)	_
荒川とその河川区域の市街化調整区域	Pile	(p.17)	p.13 (p.0 1)	i !
■景観形成重点地区				
志木駅東口周辺エリア	p.13	重点	p.19 (p.34)	p.25 (p.38)
本町5丁目の商業地域	ρ.13	(p.18)	p.13 (p.34)	ρ.23 (ρ.36)
本町通りエリア				-
都市計画道路中央通停車場線とその両側 25mの範囲で、本町5丁目交差点から市 場坂上交差点までの間	p.14	重点 (p.18)	p.19 (p.34)	p.25 (p.38)
新河岸川・柳瀬川周辺エリア				
新河岸川・柳瀬川景観形成ゾーンとその 両側25m、及びいろは親水公園中洲ゾ ーン・市庁舎周辺の範囲	p.15	重点 (p.18)	p.19 (p.34)	p.25 (p.38)
■景観形成推進地区				
一般国道 254 号バイパス沿道エリア		一般		
一般国道 254 号バイパスとその両側 50 mの範囲	p.10	(p.17)	p.19 (p.34)	_

# 第2 届出手続きの流れ

# I 一般景観形成区域及び河川景観形成区域における手続きの流れ



## 2 景観形成重点地区における手続きの流れ

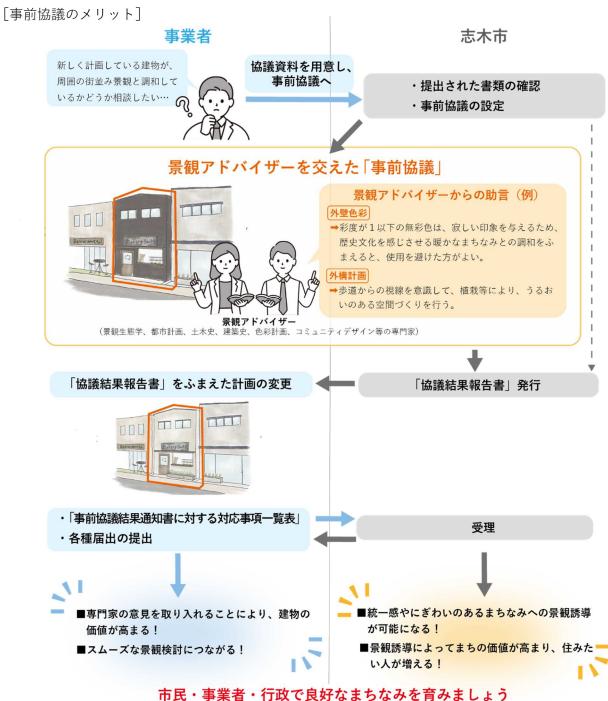


#### 3 事前協議制度(景観形成重点地区では事前協議が必須です)

景観形成重点地区における事前協議は、市民、事業者、行政の考え方をすり合わせながら、良好な景観形成 に向けた共通の理解を醸成し、一緒に良好な景観をつくり上げていくための調整の場として重要な役割を担う ものです。

事前協議は、事業計画の変更が可能である早期の協議を要するため、行為着手の60日前までに行う必要 があります。事業計画の早期の段階から地域の景観に配慮することで、設計の手戻りを少なくし、スムーズな計 画検討に役立ち、市民、事業者、行政のそれぞれに利点があります。

また、設計や色彩などの識見を有する「景観アドバイザー」に必要に応じて相談・助言を求めることで、良好 な景観形成を誘導することができます。



# 第3 届出・事前確認に必要な書類

# Ⅰ 届出に必要な書類

# ① 建築物/工作物

届出書とその写しを提出してください(事前確認の申出は第3号様式を提出してください)。

図書の名称	内 容	不要書類
届出書【第1号様式】	届出対象行為の概要を記載したもの	
景観形成配慮説明書【第2号様式】	景観形成基準について自己診断の結果を説明したもの	*
位置図	行為を行う場所を記載したもの	*
現況周辺写真	当該敷地と周辺のまちなみがわかるように撮影されたも の(2方向以上)	*
配置図	敷地と建築物等の位置関係、外構の状況が把握できるも の	*
各面(4面以上)の立面図	建築物の各部分仕上げ彩色が把握できるもの(マンセル 値及び各色の求積表を含む)	*
事前協議対応事項一覧表 【参考様式】	事前協議の結果に対応した事項を記載したもの	*
その他	その他必要な書類(委任状、各階平面図等)	*

# ②物件の堆積

図書の名称	内 容	不要書類
届出書【第1号様式】	届出対象行為の概要を記載したもの	
景観形成配慮説明書【第2号様式】	景観形成基準について自己診断の結果を説明したもの	*
位置図	行為を行う場所を記載したもの	*
現況周辺写真	当該土地と周辺のまちなみがわかるように撮影されたもの(2方向以上)	*
配置図	当該土地と堆積物の位置関係が把握できるもの	*
各面(4面以上)の立面図	遮へい物や植栽の各部分仕上げや彩色(マンセル値表示 要)が把握できるもの	*
事前協議対応事項一覧表 【参考様式】	事前協議の結果に対応した事項を記載したもの	*
その他	その他必要な書類(委任状等)	*

# ③屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置

図書の名称	内 容	不要書類
届出書【第1号様式】	届出対象行為の概要を記載したもの	
景観形成配慮説明書【第2号様式】	景観形成基準について自己診断の結果を説明したもの	*
位置図	行為を行う場所を記載したもの	*
配置図	当該土地と屋外広告物の位置関係が把握できるもの	*
各面(2面以上)の立面図	屋外広告物の仕上げや彩色(マンセル値表示要)が把握 できるもの	*
事前協議対応事項一覧表 【参考様式】	事前協議の結果に対応した事項を記載したもの	*
その他	その他必要な書類(委任状等)	*

#### 4開発行為

図書の名称	内 容	不要書類
届出書【第1号様式】	届出対象行為の概要を記載したもの	
景観形成配慮説明書【第2号様式】	景観形成基準について自己診断の結果を説明したもの	*
位置図	行為を行う場所を記載したもの	*
配置図	当該土地との位置関係及び、植栽等の外構を含めた土地 利用計画が把握できるもの	*
計画平面図	法面、擁壁等の構造物、計画高さ等の形状が把握できるもの	*
縦横断図	行為前後の土地形状の差異が把握できるもの	*
事前協議対応事項一覧表【参考様式】	事前協議の結果に対応した事項を記載したもの	*
その他	その他必要な書類(委任状、全体イメージパース等)	*

※事前確認の結果、適合結果通知を受けた場合は届出時には提出不要とします。また、事前協議により、「支障なし」 の結果通知を受け(意見がない場合に限る)、計画に変更のない届出対象行為についても同様に届出時は提出不要と します。

# 2 事前協議に必要な書類

# ①建築物/工作物/物件の堆積/屋外広告物の表示及び屋外広告物を 掲出する物件の設置

図書の名称	内 容	要否
事前協議申出書	届出対象行為の概要を記載したもの	必要
【第2号様式の2】	THE POST OF THE PO	~ ~
届出書【第1号様式第2面】	届出対象行為の概要を記載したもの	必要
景観形成配慮説明書	景観形成基準について自己診断の結果を説明したもの	必要
【第2号様式】		20 50
景観誘導基準事前チェッ	景観形成について配慮する事項等を説明したもの	必要
クシート【第2号様式の3】	WEND WILL A CHOWN A LYNG CHOWN OF CO.	20-92
届出対象行為に伴う書類	各届出時に必要な書類	必要
景観シミュレーション等	彩色された外観パースや写真等により周辺の景観がわ	対象行為・規模
京航ノヘユレーノコノ守	かるもの	により提出※
その他	その他必要な書類(委任状、各階平面図等)	必要に応じて
ا در ۱۹۰۷	てい他の女は自規(女に仏、台陷十四凶寸)	提出

#### ※景観シミュレーション等

**建築物**: 敷地面積が500 ㎡以上又は高さが10 m(都市計画法第8条第1項の第1種低層住居専用地域においては、軒の高さが7 m)を超える**専用住宅を除くもので、**新築・増築・改築もしくは移転、又は外観のうち各立面の面積の3分の1を超えて変更することとなる修繕、模様替えもしくは色彩の変更、景観計画の基準に適合していない物件の同色の塗替

工作物:高さが15mを超えるもので、新設、増築、改築もしくは移転、又は外観のうち各立面の面積の3分の1を超えて変更することとなる修繕、模様替えもしくは色彩の変更、景観計画の基準に適合していない物件の同色の塗替

# 第4 景観計画区域内における行為の届出等の記入例

# Ⅰ 景観計画区域内における行為の届出書(第1号様式(第2条関連))

第1号様式(第2条関係)

#### 景観計画区域内における行為の届出書

(第1面)

1,000	観法第16条第1項 の届出書及び添付図				きせん。			
						年	月	目
j	志 木 市 長 様							
		提出者	住 所					
		主の氏名を ください。	記入 電話番号 氏 名					
	敷地の場所が該 にレ印をつけて		1	)他の団体にあ 受者の氏名	っては、主	たる事務所	<b>斤の所在地、</b> 電	<b>電話番号、名</b>
7	テ為の場所	区域の別	□一般景観形成 (□志木景観形成 □河川景観形成 (□新河岸川 □景観形成重点 □志木駅東「 □新河岸川	が成ゾーン 対区域 ・柳瀬川景観 京地区 コ周辺エリフ	見形成ゾー 	-ン ロ:	宗岡景観形	
		地名地番	埼玉県 志木市					
		区分	□新築 □増築	□改築	□移転	□外観⊄	変更 □	修繕 模様替 色彩変更
	□ 建築物	用途		高さ			階数	
行		等V II	確認申請と同 てください。 <sub>。</sub> 。	様の区分		m m²	延べ床面	階 積 ㎡
為の種	□工作物	区分	□新設 □増築		□移転	□外観の	変更 □	修繕 模様替 色彩変更
類		用途		高さ		m	築造面積	$\hat{t}$ $\hat{m}$
	□ 物件の堆積	種類		高さ			土地の面	積
		開発区域面積	責	予定建築	物の用途	m	緑地面積	m² Î
	□ 開発行為	高さ	m²	表示面積				m²
	□ 屋外広告物	同で	m	衣小川惧		$m^2$		

# 敷地内に複数の建築物がある場合は建築物ごとに作成してください。

			(	第2面)								
			区				分				割合(空	%)
					色	相	明	度	彩	度		
	第											%
	1	彩色が施され	色	彩								0/
	立面	ている部分	(マンセ	ル値)			使用	してし	くる色	彩の	数に応	じっ
	図						棚の数	数を調		71	だい	
								× C 11/	***************************************	- 1	, , ,	_%
		点 滅	光	源			有		無			%
		屋 外	広 告	物			有		無			%
		彩色が施され		4								0/
建		ていない部分	素材	名								%
築		4 : 51 : M124							計		100	0/0
物			区				分		н			%)
<u>.</u>					17.	4n		obs:	50%	nta:		/0/
工作	第				色	相	明	度	彩	度		0/
物	1 2	彩色が施され	色	彩								%
	立	ている部分		, (+)								%
*	面	( a m 2)	<b>#4</b> 1	711	+ - 1 · =	E++ <i>A</i>	±.≡⊐	71-	- 1 +	٠٠,	)	%
彩	図		着色し									%
世が		点 滅	例:ナ	ブラス.	、サ	ッシ、	コン	クリ-	- h.	銅板	等	%
施		屋外	広	120			有		<del>////</del>			%
2		彩色が施され		123			11		7111			
れ		ていない部分	素材	名								%
- S		ていない部分							⇒1		1.0.0	0/
行   擁 為   壁	面図()第3立面図()								計		100	
の等			区				分				割合(空	%)
種を					色	相	明	度	彩	度		
類 含		マカッチャレー	17	71/								%
15	<u>立</u> .	彩色が施され	色	彩								%
•	面	ている部分	(マンセ)	ル1但)								%
物	図											%
件の		点滅	光	源			有		無			%
堆点												%
積			広 告	物		$-\Lambda$	有		無			%
Ŀ		彩色が施され	素材		NA SEE	\		d4 /F	+	i m is	41)	%
屋内		ていない部分	71. 13	点滅	光源	・屋グ	<b>丛</b> 古	物(星	<b>達</b> 面木	川川以		
か				有無	を記え	入して	こくだ	さい。				%
屋外広告物			区				1				割合	%)
物					色	相	明	度	彩	度		
	第		1 .									%
	4 立	彩色が施され	色	彩								%
	一一一	ている部分	(マンセ)	ル値)			<b></b>					%
	図						ļ					
				g			L					%
		点 滅	光	源			有		無			%
		屋外	広 告	物			有		無			%
	_	彩色が施され	± 1.1.	H								0/
		ていない部分	素材	名								%
		3. St. HP/3	-	26 Th = 7	7.66	/+ m	Z ·	S-1- 1-1	L 1		2 IE A 0	2
	1	切土・盛土	——————————————————————————————————————	<b>削</b> 確認	い等の	結果:	囲知だ	ア交付	され	Chi	る場合は	I,
開発	行為		通	知年月	日・書	番号を	記入	して	くださ	いい。		
/- \/ · · ·	nn	法面・擁壁等の	<b></b> 再 垣 物				2/1		(1))			
行為の期		手手 予 定 日	年 年	月	_		予 定	H		年	月	H
事 前 確	認等	の結果通知	書		午	月		Ħ	第			]. J
事前協	議	の結果通知	書		年	月	I	H	第		두	]. J

備考1 該当する□内に、レ印を付すこと。

<sup>2</sup> 彩色が施されていない部分の素材名の欄には、外観となる壁面を仕上げる素材が、着色していない石、 土、木、レンガ及びコンクリート等の場合にその素材名を記載すること。

# 2 景観形成基準配慮事項説明書(第2号様式(第2条関係))

第2号様式(第2条第3項関係)

建築敷地ごとに作成してください。

#### 景観形成基準配慮事項説明書

(第1面)

						(3) 1 Ш)			
						或(景観形成推) 観形成ゾーン		ウ図早細形式 ジーン )	
					<ul><li>□ 志不京(</li><li>景観形成区(</li></ul>		Ц	宗岡景観形成ゾーン )	
		区域	の別			w 川・柳瀬川景観	形成ゾーン 口	荒川景観形成ゾーン )	
行為	の場所		07/11/1		形成重点地区		7/7/4/27	/II/ 「  大   時	
						ュ ロ周辺エリア	П	本町通りエリア )	
						・柳瀬川周辺エ		本門処グークグ	
		地名	<b>地</b> 番	埼玉県 は		( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	- ) )		
		I SUSH.		-周上八 九	□新築	□ 増築			
	口建	築物	勿一	区 分	□	□	- □ 外観の変更	□模様替	
行		<i>&gt;</i>  C	,		□ 改築	□ 移転		□色彩変更	
行為					□ 新設	□ 増築		┌ □修繕	
0)		作物	勿「	区 分	□ 74-66	口 4岁ま1	□ 外観の変更	□模様替	
種類		2.43			□改築	□移転		し□色彩変更 丿	
大只		牛の堆積	, ×	庶 炒	□ 植栽	□ 到四7汉	120th (	)	
		発行為		制限色	を使用し	ていない場合	i、または使用 <sup>·</sup>	する	
	□ 屋:	外広告	物	場合で	も各立面	の3分の1を	超えない場合	は、	
変				レ印を	つけてく	ださい。なる色		下、色彩制限基準)に該当	
更	変			する色記	<b>じ及び点滅</b> 。	する光源が形成す		こいない石、土、木、レン	
令	命		工作物 [5] カ及びコングリート等の素材で仕上げる外観の部分を除く。)の面積か、当該立						
基準		11 123		の面積の合計の3分の1を超えない。※景観形成重点地区においては、合計の5					
				分の1を	を超えないこ				
						配慮事項	0.7		
			る口内	」に、適合で	する場合は▮	■、適合しない場	場合は□、該当しな	い場合は⊠のチェックを	
	付すこ	٤.			VN - V 100				
	47.74	- 1" ch			が3mを超		— X )		
		り堆積				囲から堆積物が		51.6	
	につ	(17		思へい物の	外組の冬立	面につき、色彩	即限具準に該当する	彩色の面積が、当該立面の	
				配慮等	等をしたエ	頁目にチェッ	クをしてくださ	5 () o o o o o o o o o o o o o o o o o o	
	1 1	広域景	3	ム吸的な観	ックの際	はの志太市暑	観形成ガイドラ	考慮した。	
	1 1	見関連		DITTY SEEDI		しましょう。		道路や橋などの	
景観			4	1				A ON WHO	
形								を構成するものは、周辺の	
成		周					ップする場合は光色		
成基準等	建	辺					削からはもとより、	高層建築物等からの眺望を	
等	築	辺景観				び色彩とした。	が 井 ド チュ 、ト こ ファ	周辺のまちなみ及び自然と	
	物	関	1 1 1			坦恩及い威圧恩/ :に配慮した。	が生しないように、	月辺のよりなが及い日然と	
	エ	連							
	作							世ができるよう配慮した。	
	物		_		M. OKOGO POR PRINC			当する色彩及び点滅する光	
		~ 建						に際しては、色彩相互の調	
		産業が				ランスに留意し		1-100 C 100 C C 100 LB TT 00 MM	
		デザイン 建築物等の					<u>/。</u> 形及び色彩とした。		
		ラの	)					 ・等を設け、建築物本体と調	
		0)			がない。これはいい		5.710	1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、	

(第2面)

			配 慮 事 項
		建築	敷地の境界部分は、道路などの公共空間からの眺望に配慮し、地域の景観に調和した樹木 や草花の植栽に努めた。
		物等の	マンション等のベランダ及び開放廊下は、洗濯物、屋外機等が、道路などの公共空間から 容易に見えないよう配慮した。
		デザ	物性 規模・用途別の配慮事項にチェックがつくように、 どの公共空間から ション・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		イン	サーカント・等は、日ゥの建業物等を無ウナモと以外の目的で設置しない。
			【住宅】 建築物の彩色は、色彩制限基準に該当しないもので、周辺の環境と調和するものとした。
			道路との境界部分に塀、垣根、フェンス等を設けるときは、生垣又は透過可能なフェンス
			 及び花壇の組合せとした。
	建		敷地の緑化面積は、敷地面積の5%以上とした。また、道路に面する敷地の部分には、四季折々の樹木や草花の植栽に努めた。
	築物・		【工場・倉庫】 建築物等をできるだけ隣地から離すように計画し、道路との境界部分に樹木、草花等の植 栽を配置した。
	工作	規 模 •	【店舗】 建築物の彩色は、色彩制限基準に該当しないもので、周辺の環境と調和したものとした。
	物	用途	 道路に面する部分は、歩行者の興味をひくファサードを創るとともに、滞留することがで
		別	きるスペースを設置するなど、にぎわいのある店先を演出した。
- 톰		配慮事項	道路に面する敷地の部分には、四季折々の樹木や草花の植栽やプランター等を設置するなど、おもてなしの歩行者空間に配慮した。
景観形	観		【敷地規模が 3000 ㎡以上の大規模な建築等の行為】
成			周辺の景観との調和や均衡に配慮し景観形成を先導するよう計画した。
基準等			建築物等を道路や隣地との境界部分からできるだけ離し、歩道と一体性を持たせた公共的な空間となるよう計画し、見た目の圧迫感及び威圧感の軽減に配慮した。特に、複数の建築物を建築する場合は、配棟計画を工夫するなど、通風及び採光の確保に努めた。
			敷地内に設けられる公園等は、道路などの公共空間との一体性や見た目の美しさに配慮 し、接道面が広くなるよう配置した。
			 高度地区内の許可による特例建築物は、許可の基準により、道路と一体性を持たせた広が
			りのあるデザインとし、周辺の景観形成に最大の効果をもたらすものとなるよう努めた。
			配 慮 事 項
	開発	行為	敷地内の緑地面積は10%以上とし、道路に面する敷地の部分には四季折々の樹木 や草花の植栽に努めた。
			歩行者や車窓からの見え方に配慮し、規模はできるだけ最小限に抑えた。
		般	屋外広告物の色彩は同区域の色彩制限基準に該当しないものとした。
		景観形	奇抜な形態や原色に近い色彩等による広告は避け、環境をみださないように、周辺との調 和を図った。
		成	周辺環境との調和に配慮し、地域ごとの輝度の数値目標を遵守し、輝度(照度)を抑えた。
	屋外広告:	区域	照明光が住居内に差し込まないよう、適切な光源選定を行うとともに、ネオン菅等の光源 の露出及び点滅を避けた。また、サーチライトやレーザー光を使用しないよう配慮した。
	告物	河	河川空間からの眺望を損なわないように、掲出する高さや規模を最小限に抑えた。
	127	川景	屋外広告物の色彩は同区域の色彩制限基準に該当しないものとした。
		観	周辺環境との調和に配慮し、地域ごとの輝度の数値目標を遵守し、輝度(照度)を抑えた。
		形成区域	動植物の生育や生態系に影響があることを認識し、光源の露出及び点滅を避けた。また、 サーチライトやレーザー光を使用しないよう配慮した。

(第3面)

				配 慮 事 項				
		景領	見形成	<b>対重点地区</b>				
		【法	志木駅東口周辺エリア <b>】</b>					
		配		道路・駅前 ータリーなどの公共空間に隣接する建築物は、公共空間側にオープンスペースを設するエリア別の配慮事項にチェックがつくようによ。				
		置		商業地 留できる機能を備えたスペースを設けるなど、快適な歩行者空間を確保できる配置とした。				
		高さ・		建築物の高さは、道路などの公共空間からの見え方に配慮し、周辺のまちなみのスカイラインとの調和を図った。				
		規模		中高層の建築物の場合、低層住宅との調和に配慮し、圧迫感の軽減に配慮した。				
		形		形態・意匠は、建築物単体のバランスだけでなく、周辺建築物等との調和を図った。				
		態・		商業地又は商店街では、まちなみの連続性、店舗としての連続性に配慮した。				
		意匠・免		商業地又は商店街では、まちなみやにぎわいが連続するよう配慮した。また、店舗・事務所にあっては、い <b>使用する色彩の明度差は4.0以内に収まっていますか?</b> る形態・意匠に努めた。				
	建築	色彩		外壁や屋根などは、色彩制限基準に該当する色彩及び点滅する光源の使用を避け、多色使い又はアクセント色の使用に際しては、色彩相互の調和やバランス等に配慮した。				
景網	物・工作物・屋	外構等・緑化・付帯施設		外構計画は、隣接する敷地や道路など、周辺との調和を図った色調や素材とした。				
景観形成基準				道路沿いにオープンスペースを確保し、道路などの公共空間や隣接するオープンスペース との連続性に配慮し、まちなみと調和した一体的な空間とした。				
準				敷地内は、道路に面する部分の緑化を図り、沿道の緑との連続性を確保した。				
等	外広		付帯施	· 付帯施		建築物に付属する施設や設置物等については、道路などの公共空間からの見え方に配慮するとともに、建築物との調和に配慮した。		
	告物				施		建築物に付属する駐車場や自動販売機、空調室外機、ごみ置き場などの設置物は、通りから直接見えにくい構造とした。やむを得ない場合には、植樹・植栽の実施、ルーバー・柵等の設置、色彩による修品に配慮した。	
		7	周	辺のまちなみと連続するように外構等が工夫されていますか?				
		の他	0	0		商業地又は商店街では、1 階部分を事務所・店舗等とする場合は、夜間景観にも配慮し、過度な明るさや点滅する光源は控えた。		
		[4	に町通	19エリア】				
		配置		建築物の壁面の連続性や適切な隣棟間隔の確保など、沿道のまちなみに配慮した。				
				敷地内や周辺に歴史的な遺構や建造物などがある場合は、これを活かした配置とした。				
				建築物の配置は、道路側にオープンスペースや植栽などを設け、道路への圧迫感を軽減に 努めた。				
				ベンチなどの人が滞留できる機能を備えたスペースを設けるなど、にぎわいとうるおいの あるまちなみを演出し、快適な歩行者空間を確保できる配置にした。				
		高		建築物の高さは、道路などの公共空間からの見え方に配慮し、周辺のまちなみのスカイラ				
		さ・		インとの調和を図った。				
		規模		中高層の建築物の場合、低層住宅との調和に配慮し、圧迫感の軽減に努めた。				
		1天		低層住宅では、周辺との調和に配慮するとともに、圧迫感の軽減に努めた。				

(第4面)

			配 慮 事 項
		<b>【</b> 本	「町通りエリア】
		形態・意匠	建築物全体及び隣接する建築物等との形態のバランスを検討し、歴史的建造物としてふさ □ わしい落ち着いた意匠とした。特に、低層部の外壁の素材や意匠については、周辺の歴史 的なまちなみと調和するよう配慮した。
		・色彩	外壁や屋根の色彩は、低・中彩度の範囲内を原則として、落ち着きのある雰囲気となるよう、周辺との調和に配慮し、強い色調はアクセントとして用いるに留めた。
		外	まちなみと調和する暖かみのある色彩を使用していますか?とした。
		構等	□ との連続性に配慮し、まちなみと調和した一体的な空間とした。 □ 敷地内は、道路に面する部分の緑化を図り、沿道の緑との連続性を確保した。
		緑化	□
		・付帯	単築物に付属する施設や設置物等については、道路などの公共空間からの見え方に配慮するとともに、建築物との調和に配慮した。
		施設	建築物に付属する駐車場や自動販売機、室外機、ごみ置き場等の設置物は、通りから直接 □ 見えにくい構造とした。やむを得ない場合には、植樹・植栽の実施、ルーバー・柵等の設置、色彩による修景に配慮した。
县	建築物	その他	□ 住宅地及びその周辺では、夜間景観にも配慮し、過度な明るさや点滅する光源や色の変化などは控えた。
景観	· 工	【弟	f河岸川・柳瀬川周辺エリア <b>】</b>
形成基準等	工作物・屋外広告物	配置	□ 建築物の壁面の連続性や適切な隣棟間隔の確保など、沿道のまちなみに配慮した。 □ 敷地内や周辺に歴史的な遺産や残すべき自然がある場合は、これらを活かした配置とした。 □ 敷地が水域に接する場合は、水域側にオープンスペースを設け、圧迫感の軽減に努めた。 □ 建築物は、道路境するように配慮し □ <b>周辺の自然を生かした配置になっていますか?</b> □ なように配慮し
	告物	高さ・規模	□ 河川沿いの歩道からの眺めが保存されるよう、まちなみのスカイラインとの調和を図るなど、著しく突出した高さの建築物とならないよう計画した。
			□ 河川の水上、対岸、橋梁等の眺望点(河川敷、広場等)からの眺望に配慮した。
		形態	□ 河川空間が無機質、単調なものとならないよう、歩行者からの見え方に配慮した建築物の 壁面等のデザインを工夫した。
		・意匠・色	□ 建築物の外壁は、河川に面して長大な壁面を避けるなど、圧迫感の軽減を図った。 □ ベランダ・バルコニーや設備などは、建築物との調和を図るとともに、河川空間からの見
			え方についても配慮した。
		彩	□ 外壁や屋根の色彩は、無彩色を避け、河川空間の自然との調和に配慮した。
		外構等	□ 外構計画は 検する敷地や道路など、周辺のまちなみと調和を図った色調や素材とした。 隣接する <b>自然景観に配慮した色使いになっていますか?</b> 空間の確保に努めた。
		· 緑	型 敷地と水域の境界部に設置する塀や柵は、できる限り開放性のある見通しの良いものとし、河川沿いの通り等の圧迫感の軽減を図った。
		化・付	型 建築物に付属する施設や設置物等については、河川沿いからの見え方に配慮した配置とするとともに、建築物との調和に配慮した。
		帯	建築物に付属する駐車場や自動販売機、空調室外機、ごみ置き場等の設置物は、河川沿い
		施設	□ から直接見えにくい構造とした。やむを得ない場合には、植樹・植栽の実施、ルーバー・ ##等の設置 色彩による修号に配慮した。

# 3 景観形成基準配慮事項説明書(2号様式の3(事前チェックシート)

# 該当するエリアのチェックシートを使用してください。

【景観形成重点地区:志木駅東口周辺エリア景観誘導基準の事前チェックシート 1/3】 第2号様式の3 (第3条の3条関係)

			1. 活気・	1. 活気・にぎわいを感じることができるまちなみを創出する。		
景観	形成の	景観形成の方針	2.7480	2. みどりとゆとりを感じることができる景観を創出する。		
			3. 楽しく	3. 楽しく、歩きたくなるまちなみの形成を図る。		
本十一	アは	八時大	駅前から終	本エリアは、志木駅前から続く中央通停車場線の沿道に多くの店舗が立地し、志木市民だけではなく、市外からの人が集まるエリアです。そのため、活	F. 201	こめ、活
1817 B	いなぎ	を感じ	る雰囲気を	[やにぎわいを感じる雰囲気を活かしながら、まちなみの連続性や看板等の見え方や色彩等に留意するとともに、オープンスペースにベンチやプランター	ノチやプラ	ランター
音を設置し、		緑とう	緑とうるおいを感じられ、	じられ、楽しく歩きたくなる空間を創出していきます。		
		自己診断	沙断		市審査	景観形
項目		] I		工夫や配慮を求める基準	適不	成方針
	捯	不適	非該当	/ ガイドラインを参照し、エリアごとの景観形成方針に	方針に(	番号
				○1 にぎわいの連続性を創出するために引き込み。配慮した設計を行ってください。		1.2.3
				○2 道路の角地に位置する敷地において建築物を建築する場合は、できる限り建築物の配置や壁面を角地から		0
				後退させるか、建築物の壁面に入隅を設ける等、角地のゆとりに配慮した。		1. 2
				○3 道路などの公共空間からの見え方に配慮した配置計画とした。		1.3
				○4 外壁や屋根は、色彩基準値内の色彩を使用し、かつ、周辺とまちなみの調和がとれた色彩を特に選定した。		1.3
<u>.</u> .				○5 老朽化した管理の行き届いていない建築物とならないよう日頃から適切な維持管理ができる工夫をした。		1
極海				○6 全体としてゆとりと潤いを形成するために植栽等を工夫した。また、周辺環境となじみ、適切な維持管理		9.3
松	]	]	]	ができる植種を選定した。	]	i
• н				○7 店舗・事務所にあっては店先にプランター等を設けるなど、緑の連続の創出に努めた。		2.3
<b>~~</b>				○8 周辺からみたときに雑然とした印象をあたえないよう屋上美化に努めた。		2
2				○9 店舗等は通りに面する窓面を大きくとり、ショーウィンドウや屋内を開放的に見せるよう工夫した。		1.3
				○10 金属やハーフミラーなど、光を強く反射する材料を外壁に均一に使用していない。		1
				〇11 建築材料は、汚れが目立ちにくく、色あせの少ないものを使用するよう努めた。		1
				○12アンテナ類は景観に配慮しつつ、可能な限り共有化を図った。また、可能な限り電線類の地中化に取り組		c
		]		んだ。	]	2.3

# 4 事前協議結果通知書に対する対応事項一覧表(参考様式)

#### 事前協議結果通知書に対する対応事項一覧表

□ 事前協議の結果通知書			年	月	ļ		第	号
	配慮事項							
意 見 No.1	□ <b>K</b>	対応した事項はレE 配慮事項欄に具体的		項を記	載して	くだ	さい。	
意 見 No.2								
意 見 No.3								
意 見 No.4	S	対応できなかった事 配慮事項欄にその理						
意 見 No.5								
意 見 No.6								
意 見 No.7								
意 見 No.8								
意 見 No.9								
意 見 No.10								

備考 意見書の対応事項について□内に、レ印を付し、配慮事項を記載すること また、対応できなかった事項については□内に、レ印は付さず、理由を配慮事項欄に記載すること

# 5 届出対象行為に係る事前確認等申出書(第3号様式(第4条関係))

第3号様式(第4条関係)

正副1部ずつ用意してください。

#### 届出対象行為に係る事前確認等申出書

(第1面)

	ちまま ままま ままま ままま ままま ままま ままま ままま ままま ままま			見法第16条第1項	頁の規定に	こよるハ	届出の内容	につ
					年	Ξ	月	日
法	忘木市長 様							
	1	提出者	住 所					
建	禁主の氏名を記力	してくた	iさい。 <sub>氏</sub>					
	数地の場所が該当	する区域	称、代表者の	団体にあっては、主たる 大台	事務所の所	在地、電	話番号、名	
	ください。	7 8 22 45%	□一般景観用	が成区域(景観形成 服のゾーン			形成ゾーン	,
;	行為の場所	区域の別	□河川景観刑 「□新河岸」 □景観形成重 「□志木駅駅	杉成区域 川・柳瀬川景観形成 直点地区 夏口周辺エリア	ゾーン	□荒川		
		地名地番	/	<u> </u> ・柳瀬川周辺エリ   <b>重点地区に該</b>		へ 是合は	t. 該当 <i>0</i>	ユリア
	□建 築 物	区分	□新築 □増築	にレ印をつけ □欧栗 □移転 高さ 様の区分として	てくだる	変更		
行		敷地面槓		建梁囬慎	m²		末面積	P首 m²
為の	□工 作 物		□新設 □増築	□改築 □移転	□外観の		<ul><li>□修繕</li><li>□模様替</li><li>□色彩変見</li></ul>	
種類		用途		高さ	m	築造面	<b></b> 面積	m²
725	□物件の堆積	種類		高さ	m	土地0	の面積	m <sup>2</sup>
	□ 開発行為	開発区域	面積 m²	予定建築物の用途		緑地面	面積	m²
	□ 屋外広告物	高さ	m	表示面積	m²			

#### 敷地内に複数の建築物がある場合は建築物ごとに作成してください。

	1		区	(第2面	,		/\				如ム	(0/)
					色	相	明明	度	彩	度	割合	(%)
	第				巴	<b></b>	1971	及	杉	戊		0/
	1	彩色が施され	色	彩		使	目して	いる	色彩	の数に	こ応じ	70
	立面	ている部分	(マンセ)	レ値)	-				して			0/
	図					TIRI)	プロスで	. 即正		1/20	0	%
		点滅	上 光	源			有		無			%
									1000000			
		屋   外     彩色が施され	広 告	物			有		無			%
7-41		お色が過されていない部分	素材	名								%
建築物		C ( 1/3, ( 1/4/5))							計		1.0	0 %
物			区				分		рі		割合	(%)
İ					色	相	明	度	彩	度	D.1 LI	(707
作	第					111	21		712			%
物	第 2 立	彩色が施され	色	彩								%
<del> </del>	面	ている部分	(マンセ)	レ値)								
彩	図			<b>善色し</b>	てい	ない	素材名	を記	入して	てくけ	ごさい	· %
色が		点滅	光化	列:ガ	ラス.	#	ッシ	コン	クリ-	- h.	銅板	等。
(※彩色が施され		屋外	広 告	物			有		<u>(1115</u>		-1310	
	$\sim$	彩色が施され	<b>=</b> ++	H	$\overline{}$							0/
3		ていない部分	素材	名								%
行権									計			0%
る擁壁等を含む)			区				分				割合	(%)
種を	hehe				色	相	明	度	彩	度		
類 含む	第 3	彩色が施され	色	彩								%
3)	<u> </u>	ている部分	(マンセ)	- 1 -								%
物	面図	, a hit /		1147								%
件							l					%
が		点滅	光	源		$\overline{\mathcal{A}}$	有		無			%
積		500,50007 65,707	広 告	4/11			有	. (5	<del>111:</del>			%
・	$\overline{}$	彩色が施され	茶 小	点滅光					生   由   利	用以:	外) 0	9%
屋外広告物		ていない部分	71.	有無を	記入	して	くだる	さい。				
上			_						ПП			0%
物			区		tt.	+0	分	nts:	TV.	nts	割合	(%)
"	第				色	相	明	度	彩	度		0/
	4	彩色が施され	色	彩								% %
	立面	ている部分	(マンセ)	レ値)								
	図											% %
	_	点滅	光	源			有		無			%
		1000	<u></u>	物			<u>有</u> 有		無無			%
		彩色が施され		190			汨		***			
		ていない部分	素材	名								%
		事前協調	義の結果通	知がる	を付さ	れて	いるは	場合に	t.		1 0	0%
開発	行為	+11 + - 5X	月日・番号を						4m			
行為の期間	間   着	佐里 煙 等の	年	/月			予 定	п		年	月	П
事前協		対は、異・通知			<u>- ローフ</u> 年	月		  }	第	Т	21	号

備考1 該当する□内に、レ印を付すこと。

<sup>2</sup> 彩色が施されていない部分の素材名の欄には、外観となる壁面を仕上げる素材が、着色していない石、 土、木、レンガ及びコンクリート等の場合にその素材名を記載すること。

# 6 景観計画区域内における行為の変更届出書(第5号様式(第5条関係))

第5号様式(第5条関係)

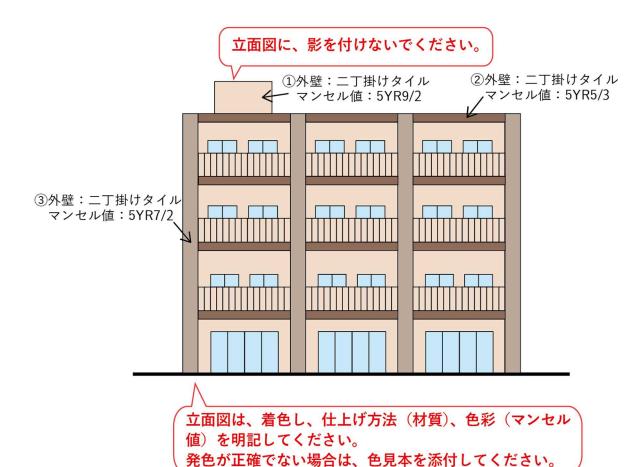
正副1部ずつ用意してください。

	景観計画区域内における行為の変更届出書	
景観法第16条第この届出書及び宿	の制限が再度適用されます。	•
志木市長	様	
	提出者 住 所	
建築主の氏名を記	記入してください。 氏 名	
届出書(副本)の 記入してください 景観計画区域内	200 100 100 100 100	)
京観計画区域内 における行為の	年 月 日 第 号	
敷地の場所が該当する レ印をつけてください	以从来的心况区域(从时心况)由进记区百亿户	
行為の場所	□景観形成重点地区 □志木駅東口周辺エリア □本町通りエリア □	
	地名地番 埼玉県 志 <b>重点地区に該当する場合は、該当のエリア</b> にレ印をつけてください。	
設 計 又 は 施 行 方法の変更内容	変更した箇所がわかるように、 変更前後を対照して記入してください。	
変更理由		
供表 まれずる違いの会は		

備考 該当する項目の前にある□内に、レ印を付すこと。

# 第5 立面図作成例

# I 建築物の立面図作成例



[凡例]

種別	マンセル値	面積	割合
外壁①	5YR9/2	○○ m²	00%
外壁②	5YR5/3	O o m²	00%
外壁③	5YR7/2	○○ m²	00%
彩色が施されていない部分	_	○○ m²	00%
(ガラス等)			
見付け面積合計	_	OO m²	100%

各部分の面積/全体面積 ×100 =届出書(第2面)の割合(%)となるように 面積を記載してください。

※玄関ドア、化粧柱、屋外階段等についても、彩色をする場合には各部分の面積を 記載してください。

# 2 屋外広告物の立面図作成例



記号	地色のマンセル値	面積	割合
色彩①	10GY/4/7	O o m²	00%
色彩②	N9.5	O o m²	00%
色彩③	I0GB/7/6	○○ m²	00%
面積合計	_	○○ m²	100%

# 第6 色彩基準

# I 色の示し方「マンセル表色系」

さまざまな色を客観的に正確に表すには、色のものさしが必要です。「マンセル表色系」は、日本産業規格 (JIS)にも規定され、多くの国で採用されている色の尺度で、一つの色を「色相(いろあい)」、「明度(あかるさ)」、「彩度(あざやかさ)」という3つの属性によって表現するものです。

# ① 色相 (いろあい)

色相とは、その色が「赤である」、「青である」など、色の種類を示すものです。

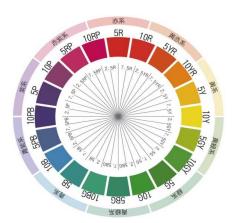
色相には、赤(R)、黄赤(YR)、黄(Y)、黄緑(GY)、緑(G)、青緑(BG)、青(B)、青紫(PB)、紫(P)、赤紫(RP)の10種類があり、それぞれ5を中心とした1から10までの数値をつけて表示します。 (例:「5YR」、「10Y」など)

# ②朔度(あかるさ)

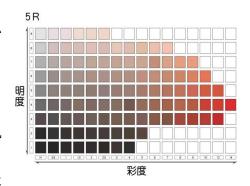
明度とは、色の明るさを示すものです。赤でも明るい(淡い)赤色や、深紅のような暗い(深い)赤など、明度により色が変化します。 明度は 0 から 10 までの数値で表し、10に近い数値ほど明るい色を示します。

# ③彰度(あざやかさ)

彩度とは、色のあざやかさを表すものです。彩度の低い赤は茶色であり、彩度が高くなるにつれて、あざやかさのある赤となります。 彩度は、Oから I 4程度までの数値で表し、大きな数値ほど原色に近い鮮やかな色となります。また、彩度がOを無彩色(黒~灰色~白)といいます。



色相(マンセル色相環)



「5R」の明度と彩度の例

[マンセル表色系の表示記号の読み方]



#### 2 色彩基準

#### () 志木景観形成ゾーン、 宗岡景観形成ゾーン

#### 【区域の特徴】

- ◇商業地、住宅地、工業地等の都市景観を形成
- ◇建築物等の外観の色彩は大多数がYR(黄赤系)等の暖色系

#### 【基準の内容】

- ◇建築物の外観としてあまり使用されない彩度の高い鮮やかな色彩を制限
- ◇具体的にはYR(黄赤系)など暖色系の色相は彩度6、B(青系)を中心とした寒色系や建築物にあまり使用されないP(紫系)などの色相は彩度2、その他は彩度4を超える鮮やかな色彩を制限

#### 【制限される色彩】

色相	明度	彩度
7.5R から 7.5Y	_	6 を超える
7.5RP から 7.5R (7.5R は含まない)	_	4 を超える
7.5Y から 7.5GY (7.5Y は含まない)		
7.5GY から 7.5RP	_	2を超える
(7.5GY 及び 7.5RP は含まない)		

<sup>※</sup>アクセント色として、壁または屋根の各面(透明なガラス面を除く)、屋外広告物の 1/10 以下で上記基準以外 の色を使用することができる。

## ●新河岸川・柳瀬川景観形成ゾーン、荒川景観形成ゾーン

#### 【区域の特徴】

- ◇水田、畑等の農業景観を形成
- ◇広がりのある青い空や水田や畑の明るい緑

#### 【基準の内容】

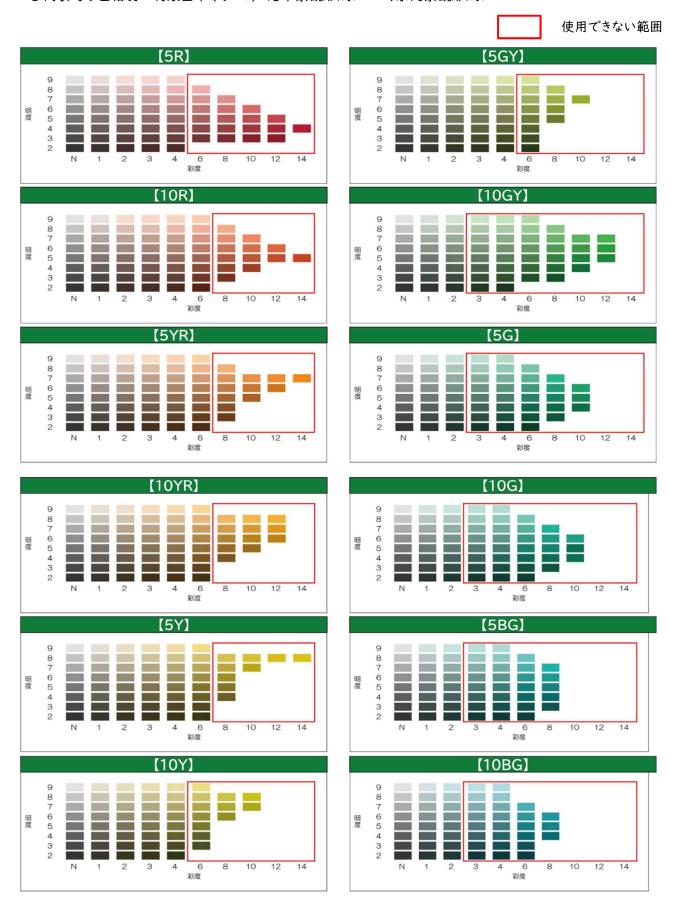
- ◇田園の景観と調和しない彩度の高い鮮やかな色彩と明度の低い暗く濃い色彩を制限
- ◇具体的には、B(青系)を中心とした寒色系や建築物にあまり使用されないP(紫系)などの色相は彩度2、その他は彩度4、さらに全ての色相で明度2以下の暗く濃い色彩を制限

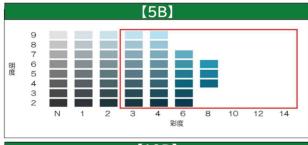
#### 【制限される色彩】

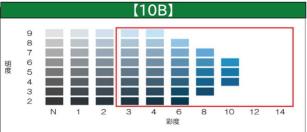
色相	明度	彩度
7.5R から 7.5Y	2を超える	4を超える
	2 以下	_
7.5RP から 7.5R (7.5R は含まない)	2を超える	4を超える
7.5Y から 7.5GY (7.5Y は含まない)	2 以下	_
7.5GY から 7.5RP	2を超える	2を超える
(7.5GY 及び 7.5RP は含まない)	2 以下	_
N	2 以下	_

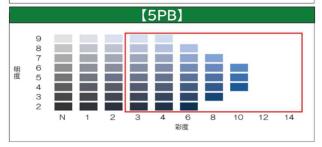
<sup>※</sup>アクセント色として、壁または屋根の各面(透明なガラス面を除く)、屋外広告物の 1/10 以下で上記基準以外 の色を使用することができる。

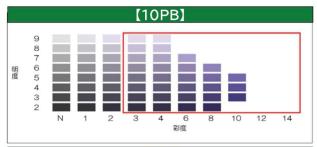
#### ○代表的な色相別の制限基準(その1):志木景観形成ゾーン、宗岡景観形成ゾーン

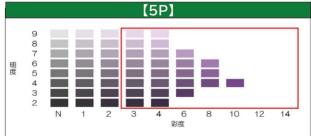


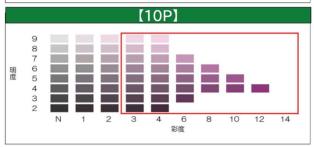


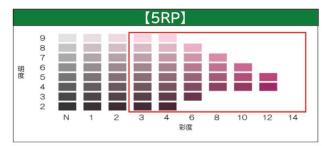


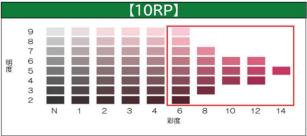




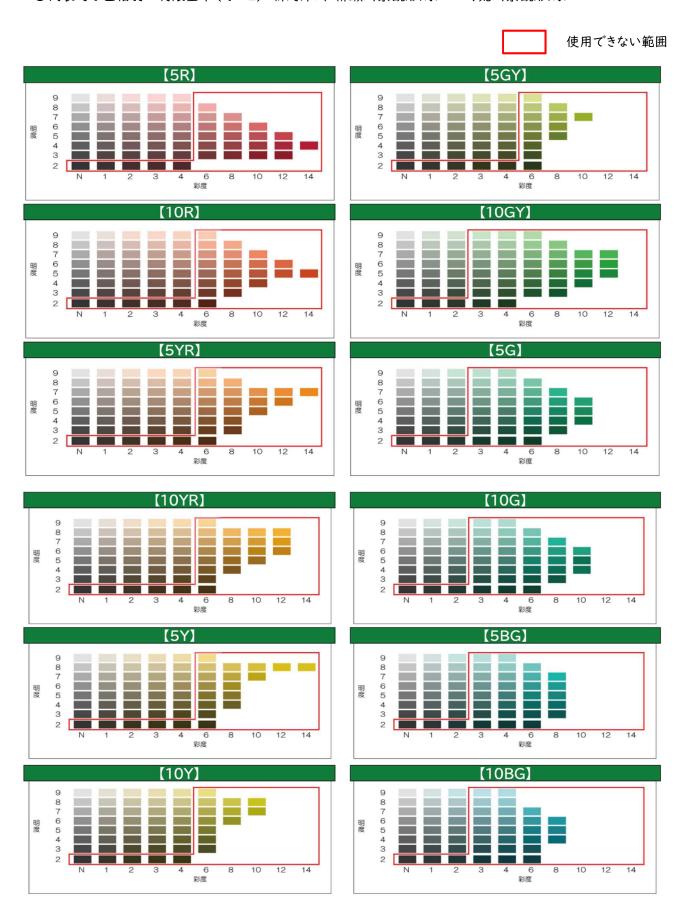


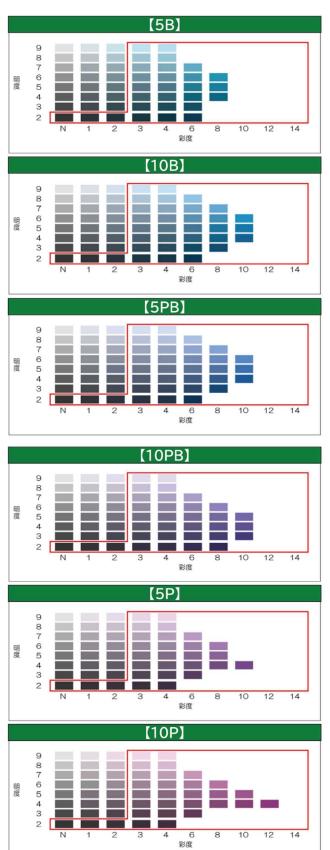


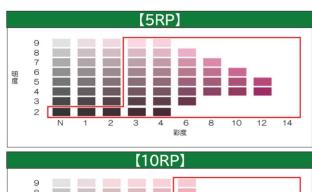


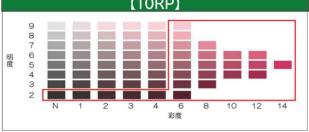


#### 〇代表的な色相別の制限基準(その2):新河岸川・柳瀬川景観形成ゾーン、荒川景観形成ゾーン









## 3 景観形成重点地区「本町通りエリア」における色彩の特性と推奨色

良好な景観を形成するうえで、最低限の色彩基準のルールを守ることはもちろんのこと、その地域に合わせた 色彩を選択することが重要になります。景観形成重点地区である「本町通りエリア」について、色彩の考え方や 景観になじみやすい色彩の例(推奨色)などを示していますので、色彩計画の参考にしてください。

#### ①本エリアの現況の色彩景観の特徴

- ・本町通りエリアは、ほとんど平坦な地形をしているほか、歩道の幅と周りの建物の高さの関係から、建造物の外壁や歩道舗装がまちなみの印象に大きく影響しており、外壁の色彩や歩道舗装は、明るく暖かみのある落ち着いた色調が基本となっています。また、無電柱化が進む本エリアでは、電柱地中化による地上機器や車道舗装も柔らかで暖かみのある色彩が基調となっています。
- ・本町通りは志木駅から新河岸川に向かって延びており、新河岸川に向かうにつれ、国登録有形文化財や 市指定文化財が多く分布することも影響し、新しい住宅や商店に加えて歴史や文化を感じさせる雰囲気 が強くなります。
- ・本町通り沿いには街路樹が整備された区間があるほか、屋敷林のみどりや通り沿いの民地には生垣等があり、本町通り北側を流れる新河岸川沿いの豊かな緑を想像させる景観となっています。

#### [色彩景観の現況]











#### ②本エリアの持つ歴史・文化的背景

- ・志木街道沿いの本町は昔、「引又」と呼ばれた地域で、ここには、奥州と甲州を結ぶ間道(奥州街道)の 宿場(引又宿)が置かれたほか、新河岸川舟運の河岸(引又河岸)が開かれたことで、陸上交通と水上 交通の要衝となり、毎月にぎやかな市が立ち、商業の中心地でした。また、江戸時代には、本町通りの道 路中央に灌漑用用水のための「野火止用水」が開削され、のちに「いろは樋」がかけられたことで、新河 岸川対岸の宗岡の田畑も潤すこととなり、多くの人が営みを紡いだ場所です。
- ・今でもこの地域には、人々が暮らし賑わった証として、「志木の田子山富士塚」や「上の水車跡」のほか、「朝日屋原薬局」、「旧西川家潜り門」など数多くの歴史的景観が残っており、現在の本町通りのまちなみに息づいています。

#### [代表的な歴史的景観]













#### ③本エリアで目指す色彩景観の方向性

#### 市のシンボルロードとして、 「志木」の人々のくらしの積み重ねを感じられる色彩景観の形成

本町通りエリアの色彩景観は、これまでの地域の人により作り上げられてきた景観として、既存の建造物の外壁の多くが明るく落ち着いた色調となっています。また、古くからの歴史の積み重ねを感じられる遺構が通りに点在し、それらと調和するように道路等の社会構造物が暖かな色相を基調として整備されています。このような社会的な色彩景観に加え、本町通りが新河岸川に向かって延びることを感じさせるように、通りの各所に自然的要素(生垣・街路樹・鉢植え等)が挿し込まれていることが特徴です。

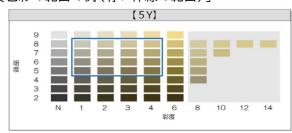
本エリアの景観が持つこれらの特徴と歴史的な背景をふまえ、通りを歩く人々が志木の人々のくらしの積み重ねを更に感じることができる景観を整えるため、現在のくらしを表象し、かつ、歴史的な景観で多く見られる、落ち着きや温かさが感じられる明るい色彩を推奨範囲とします。

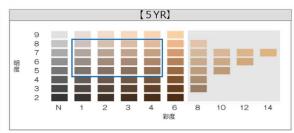
#### 4 本エリアの推奨する色彩の範囲

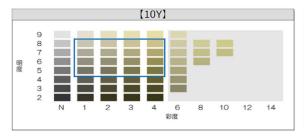
「設定する推奨色彩の範囲」

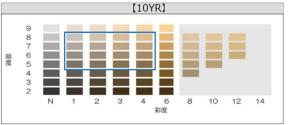
色相	明度	彩度
0YR~7.5Y	5以上~8未満	1以上~4以下
7.5Y~10.0Y(7.5Y は含まない)	5以上~8未満	1以上~4以下

#### [推奨色彩の範囲の例(青い枠線の範囲)]









※灰色の網掛け:使用できない色彩



